

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律
規制の名称：電気通信番号計画及び電気通信番号使用計画に係る制度の新設
規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。
担当部局：総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課番号企画室
評価実施時期：令和4年8月

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

令和元年10月に新たな電気通信事業者（以下「事業者」という。）が携帯電話市場に参入したことに伴い、当該事業者に対して携帯電話番号（090/080/070番号）の指定を開始した。これにより、携帯電話番号の指定率は直近では上昇傾向にある。他方、事業開始時には一定規模の携帯電話番号を指定するため、今後再び上昇すると考えられるが、全体としての使用率は一時的に下落している。

また、令和2年には、新型コロナウイルス感染症の拡大や社会のデジタル化の促進等によるテレワーク需要が増大し、自宅からでもコミュニケーションが取れるツールのニーズが増加しており、固定電話番号の利用の在り方も多様化している。

上記のような社会の変化等を把握できたが、事前評価後も課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じていない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

事前評価時は①②をベースラインとしており、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じておらずベースラインに変化はない。

① モバイル化やI o T化の進展により番号のニーズが高まり、ひっ迫する一方、総務省から番号の指定を受けた事業者において未使用の番号が多く存在している。国が事業者による番号の使用や管理の方法等を確認し、番号の使用及び管理の適正性を確保するための規定がない場合、番号の指定率と使用率との間にかい離が更に広がっていた状況を事後評価のためのベースラインとする。

② 固定電話のI P網移行により、N T Tの交換機が廃止されると、今後は全ての事業者において番号データベースを構築して番号管理を確実に実施する必要がある。固定電話についても、携帯電話と同様に、双方向番号ポータビリティを実施することが求められている。これらを各事業者による自主的な取組のみに委ね、事業者間調整の難航や費用負担の回避等により番号データベースの計画的な構築や双方向ポータビリティの円滑な実施が実現できないような、I P網に対応した番号の適正な使用及び管理が行われないう状況をベースラインとする。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

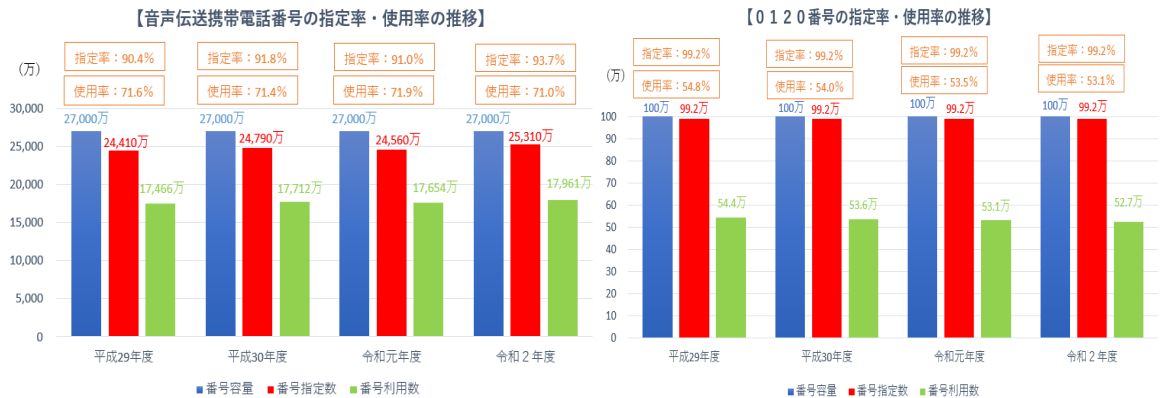
① 規制の事前評価時に挙げていた携帯電話番号と着信課金サービスに用いられる0120番号の事業者への指定率は、現在も90%を上回っているが、事業者による使用率は依然と高くない状況である（下図参照）。

携帯電話番号については、令和元年の本規制の施行に際し、未使用番号があった事業者に対しては、その番号を指定しなかったことから、指定率と使用率のかい離を是正することができた。他方、新規参入事業者への番号指定を開始したことに伴い、全体としての指定率は上昇している一方で、参入当初に一定規模の番号を指定したことから、指定率と使用率は再びかい離した。番号使用の需要は引き続き伸びており、今後も番号のひっ迫が懸念されることから、事業者において未使用番号の使用率を高め、指定率とのかい離を縮小させるために、番号の使用及び管理の適正性を確保する必要がある。

0120番号については、指定事業者及び番号指定状況に変化はないものの、番号の使用数が年々減少していることから、番号使用の需要が減っている。しかし、依然として、指定率が高いため、新規参入等により新規指定を希望する事業者が現れた場合には、番号のひっ迫が懸念される状況である。

電気通信番号は、電気通信分野における有限・希少な資源であり、公平・効率的な再配分により事業者間競争を促進し、多様なサービスの提供につながる環境を整える必要がある。そのため、国が事業者による番号の使用や管理の方法等を確認し、番号の指定率と使用率のかい離

が生じている状況を改善し、番号の使用及び管理の適正性を確保する必要があることから、本規制は引き続き必要であると考える。



② 事業者による番号データベースの計画的な構築と固定電話の双方向番号ポータビリティの実施は、固定電話網のIP網への移行と同時に行われることとされており、令和7年1月末までに行われる予定である。現状では、それらに向けて、各事業者間での相互接続検証などの準備が進められている。固定電話網のIP網への移行によりNTTの交換機が廃止され、全ての事業者において番号データベースを構築して番号管理を実施することになることに伴い、固定電話の双方向番号ポータビリティを実現することが期待されている。これらを各事業者による自主的な取組のみに委ねると、事業者間調整の難航や費用負担の回避等により番号データベースの計画的な構築や双方向ポータビリティの円滑な実施が実現しない可能性があり、IP網への円滑な移行及び必要な競争環境や利用者利便を十分に確保できなくなることが懸念されるため、本規制は必要であると考える。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

[事前評価時の測定指標]

事業者による電気通信番号使用計画の作成及び認定申請については、現行制度においても事業者は番号の指定の申請を行い、総務大臣から番号の指定を受ける手続きが規定されていることから、本件規制を導入することによる追加費用は限定的であると考えられる。

また、事業者における番号データベースの計画的な構築と固定電話の「双方向番号ポータビリティ」の実施は、事業者がIP網移行後も事業を継続するために必要とされるものであり、本件規制を導入することによる追加費用は限定的であると考えられる。

[遵守費用]

電気通信番号使用計画の作成及び認定申請の費用は、申請書の作成時間に応じて発生する。1回の申請にあたり、追加となる時間は、40時間と仮定する。時間単価を約2,900円(※)とすると、1事業者当たり、40時間×2,900円=116,000円と推計される。申請の年間件数を85件と仮定すると、年間費用の総計は、85件×116,000円=9,860,000円と推計される。

※約2,900円=4,957千円(令和2年分民間給与実態統計調査(国税庁)の平均給与額(正規、年間))÷1,685時間(令和2年における年間総労働時間(実労働時間数)事業所規模30人以上)

なお、電気通信番号使用計画の作成及び認定申請は、その認定を受けようとする時にのみ生ずる作業であり、認定を受けている電気通信番号使用計画の変更である場合は、追加となる時間は仮定の時間より少なくなり、一概に算定ができるものではないこと、また事前評価時点において費用の定量化をしていないことから、事前評価時点の遵守費用の見込みと比較することは困難である。

事業者による番号データベースの構築及び固定電話の双方向番号ポータビリティの実現に向けた費用については、設備の改修において発生する。事業者による設備の改修については、事業者間で検討されており、事業者による番号データベースの構築は、固定電話網のIP網への移行に伴い、事業者が事業を継続するために必要なものであり、固定電話の双方向番号ポータビリティは、これと同時に実現されることとなっている。事業者による設備の改修費用については、「固定電話網の円滑な移行の在り方」(平成29年9月 情報通信審議会答申)にて、全事業者の合計のイニシャル費用が約93億円、ランニング費用が約42億円/年との試算が示されており、当該試算結果をスタート台として低廉化に向けた事業者間協議を実施していく旨の報告があった。現在、各事業者が同じスケジュールで一斉に対応を進めることにより、相互接続検証などの費用が限定的となるよう検討を続けている。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

電気通信番号使用計画の認定については、事業者から提出のあった申請書の審査時間に応じて費用が発生する。1件の審査にあたり、追加される時間は、20時間と仮定する。時間単価を約2,600円(※)とすると、1回の電気通信番号使用計画の認定に当たり、20時間×2,600円=52,000円と推計される。年間に提出される申請件数を85件と仮定すると、年間費用の総計は、85件×52,000円=4,420,000円と推計される。

※約 2,600 円（（令和 3 年国家公務員給与等実態調査（人事院）の国家公務員（全職員）平均給与月額）417 千円÷（8 時間×5 日×4 週）

なお、電気通信番号使用計画の認定審査は、その認定を行う時にのみ生ずる作業であり、認定している電気通信番号使用計画の変更に関する審査の場合は、追加となる時間は仮定の時間より少なくなり、一概に算定ができるものではないこと、また事前評価時点において費用の定量化をしていないことから、事前評価時点の遵守費用の見込みと比較することは困難である。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

① 携帯電話番号については、旧制度において指定したものの未使用であった番号のうち、今後も需要の見込めないものについては、本規制の導入後、総務省から指定しないこととした。これにより、平成 30 年度末において指定率 91.8%・使用率 71.4%であったものが、令和元年度末において指定率 91.0%・使用率 71.9%となり、指定率と使用率のかい離が 20.4 ポイントから 19.1 ポイントへと 1.3 ポイント改善しており、一定の効果があつたと認められる。指定が解除された番号（230 万番号）は、新規参入事業者の顧客や増加する M2M/IoT 機器において使用することが可能となり、本件規制導入後、新たに 900 万番号の指定を行った。

0120 番号については、着信課金に使用されているものである。この番号については、本規制の導入前後で、指定率は変動なく、使用率は低下している。これは、低廉な料金で通話が可能な IP 電話サービスが一層普及していること、また、携帯電話においてかけ放題プランが浸透したことにより、着信課金サービスの需要そのものが減少していることが要因であると考えられる。

事前の規制評価においては、番号の指定率の減少又は使用率の増加が見込まれ、番号を変更せずに使い続けることができ、番号の「桁増し」が回避できる可能性が高まり、番号の公平・効率的な再配分により事業者間競争が促進される結果、多様なサービスの提供につながると挙げられていた。

本規制導入後、携帯電話番号の指定率と使用率のかい離については改善が見られている。また国が事業者による番号の使用や管理の方法等を確認することで、番号の公平・効率的な再配分が可能となっており、事業者間競争の促進・多様なサービスの創出に向けた環境整備に一定の効果が現れていると考える。

以上より、大きなかい離はない。

② 事業者による番号データベースの構築とそれによる固定電話の双方向番号ポータビリティの実施については、固定電話網の IP 網への移行の完了が見込まれる令和 7 年 1 月末までに行われることとなっている。本規制の導入以前においては事業者都合により対応しない可能性もあつたところであるが、本規制の導入に伴い、電気通信番号計画において、固定電話番号の使用に関する条件としてこれらの実施を義務付けており、確実な実現を見込めるようになった。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

（金銭価値化が可能でないため、該当せず）

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

規制の事前評価においては固定電話の双方向番号ポータビリティによって、事業者間競争が促進され、多様なサービスが利用者に提供されると挙げていたが、令和7年1月末までの実現を見込んでおり、現時点では副次的な影響及び波及的な影響は生じていない。そのほか、意図していなかった負の影響については、実現に向けた準備段階であり、特段確認されていない。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

① 本規制の導入後、旧制度において指定したものの未使用であった携帯電話番号のうち、今後も需要の見込めないものについては、総務省から指定しないこととした。これにより、指定数と使用数にかい離が生じていた状況が改善するとともに、指定可能な番号数を増やすことができた。それらの番号については、新規参入事業者の顧客や増加するM2M/IoT機器において使用することが可能になったことから、事業者間競争が促進され、多様なサービスの提供につながるものと考えられる。なお、新規参入事業者への一定規模の番号指定のために、一時的に使用率が低下したが、本規制により、番号の使用及び管理の適正性を確保することができるようになったことから、必要に応じてより効率的な番号の使用を求めることで改善を図ることが可能である。

0120番号については、本規制の導入前後で、指定率は変動なく、使用率は低下している。

これは、低廉な料金で通話が可能なIP電話サービスが一層普及していること、また、携帯電話においてかけ放題プランが浸透したことにより、着信課金サービスの需要そのものが減少している一方で、旧制度にて番号（1,000番号単位）を指定していた事業者には、一部の利用者が残っていること等で引き続き同じ番号を指定したことが要因であると考えられる。上述する状況は、番号の需要が減退する過渡期に見られるものと考えられ、引き続き、本規制に基づき、総務省が事業者による番号の使用や管理方法等を確認し、番号の有効利用を促すことで、需要見込みのない番号については今後返却され、指定率と使用率の乖離が改善することが予想される。

- ② 事業者による番号データベースの構築と固定電話の双方向番号ポータビリティの提供については、令和7年1月末までの実現を予定している。本規制の導入により、それに制度的な担保を与えることができ、各事業者による確実な実施が見込まれる。なお、各事業者が同じスケジュールで一斉に対応を進めることにより、相互接続検証などの費用は限定的なものとなると見込まれる。

以上から、本規制に係る費用は限定的であるが、一定の効果があると認められ、間接的な影響も認められないため、本規制を継続することが妥当であると考えられる。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法
の一部を改正する法律（案）

規制の名称：電気通信番号計画及び電気通信番号使用計画に係る制度の新設

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：総務省 総合通信基盤局 事業政策課

評価実施時期：平成30年 3月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。

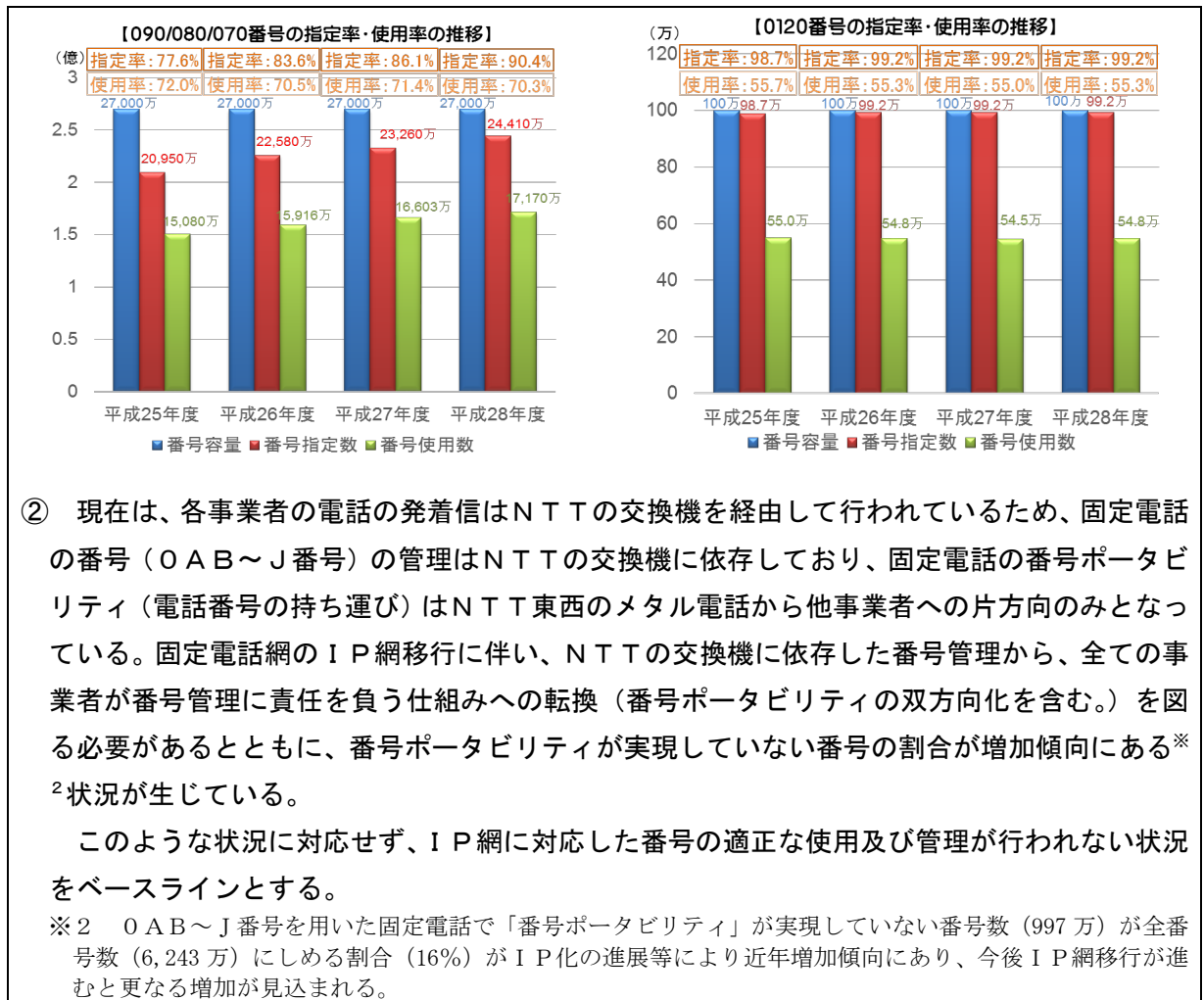
（現状をベースラインとする理由も明記）

現行法においては、電気通信事業者（以下「事業者」という。）が電気通信番号（以下「番号」という。）を総務省令で定める基準（以下「番号基準」という。）に適合するようにしなければならない義務が課されているものの、国が事業者による番号の使用や管理の方法等を確認し、番号の使用及び管理の適正性を確保するための規定がない※¹ところ、以下のような状況にある。

※¹ 現在は実施省令（電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号））に基づき番号の指定を行っている。

- ① モバイル化やIoT化の進展により番号のニーズが高まり、逼迫する一方、総務省から番号の指定を受けた事業者において未使用の番号が多く存在している。例えば、携帯電話・PHSの090/080/070番号や、着信課金サービスに用いられる0120番号は、番号の指定率がいずれも90%を上回っているものの、事業者による使用率は高くない状況にある（下図参照）。

このように番号の指定率と使用率との間に乖離が生じている状況をベースラインとする。



② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題及びその発生原因】

① 番号の逼迫や未使用が課題となっている中、現行制度上、国から指定を受けた番号の返還は事業者が任意で行う仕組みとなっているため実効性に課題があり（例えば携帯電話番号及び着信課金番号については過去3年間返還の実績がない）、長期間未使用となっている番号の国への返還を求めそれを再配分することができない状況にある。

② 固定電話のI P網移行により、N T Tの交換機が廃止されると、今後は全ての事業者^{※1}において番号データベースを構築して番号管理を確実に実施する必要があり、固定電話についても、携帯電話と同様に、「双方向番号ポータビリティ」を実施することが求められているとこ

ろ、これらを各事業者による自主的な取組のみに委ねると、事業者間調整の難航や費用負担の回避等により番号データベースの計画的な構築や双方向番号ポータビリティの円滑な実施が実現しない可能性があり^{※2}、IP網への円滑な移行及び必要な競争環境や利用者利便を確保できなくなることが懸念される。

※1 OAB～J番号の指定を受けている固定電話事業者は22者（平成29年12月現在）。

※2 これまで総務省の審議会答申（「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」（平成23年12月情報通信審議会））等により固定電話の「双方向番号ポータビリティ」の早期実施が求められながら、長年実現しなかった経緯がある。

【規制の内容】

こうした状況を踏まえ、総務省の審議会答申^{※3}において、番号の公平かつ効率的な使用や再配分を可能とし、全ての事業者にIP網に対応した番号管理の実施を義務付けるための制度整備が必要と提言されたことを踏まえ、今回の法改正により、

- ・ 総務大臣が、番号ごとの使用条件（双方向番号ポータビリティの実施、番号の使用期限等）や指定可能な番号数等の基本的事項を定める電気通信番号計画（以下「番号計画」という。）を策定・公表する
- ・ 事業者は番号計画に基づき、電気通信番号使用計画（以下「使用計画」という。）を作成して申請を行い、使用計画の認定及び番号の指定を受ける
- ・ 事業者が番号の使用条件に反した際の是正命令や指定の取消しを通じて、制度の実効性を確保する

等のための規定（以下、「本件規制」という）を整備する必要がある。

※3 「固定電話網の円滑な移行の在り方」（平成29年9月情報通信審議会答申）

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

（遵守費用について）

事業者による使用計画の作成及び認定申請については、現行制度においても事業者は番号の指定の申請を行い、総務大臣から番号の指定を受ける手続が規定されていることから、本件規制を導入することによる追加費用は限定的であると考えられる。

また、事業者における番号データベースの計画的な構築と固定電話の「双方向番号ポータビリティ」の実施は、事業者がIP網移行後も事業を継続するために必要とされるものであり、本件規制を導入することによる追加費用は限定的であると考えられる。

(行政費用について)

総務大臣による番号計画の策定・公表及び使用計画の認定については、本件規制の導入による追加費用は限定的であると考えられる。

なお、現行制度においても、総務大臣による番号基準の策定及び番号の指定手続（事業者からの申請内容の確認や番号の指定等）が規定されている。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

(規制緩和するものでないため、該当せず)

◆簡素化した評価手法による評価◆

別に定める要件を満たす場合は、簡素化した評価手法による評価を実施することができる。

詳細は、「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」第三部参照

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

本件規制の導入により、モバイル化やIOT化による番号の逼迫に対応した未使用番号の返還や公平・効率的な再配分、固定電話網のIP網移行や双方向番号ポータビリティに対応した番号管理を確保することが可能となる。

これらにより、

- ① 番号の指定率の減少又は使用率の増加が見込まれ、番号を変更せずに使い続けることができ番号の「桁増し」が回避できる可能性が高まり、番号の公平・効率的な再配分により事業者間競争が促進される結果、多様なサービスの提供につながる、

② IP網移行後において、固定電話の電話番号を変更したくないニーズに応えることによる利用者利便の確保や電話サービスの安定的・継続的な提供の確保につながる、といった効果（便益）が利用者に生じる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

（金銭価値化が可能でないため、該当せず）

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

（規制緩和するものでないため、該当せず）

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

双方向番号ポータビリティの実施により、利用者が事業者を変更するインセンティブを生み、流動性を高めることにつながり、結果として事業者間競争が促進され、多様なサービスが利用者に提供されるという影響が生じる。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

上記のとおり、本件規制の導入による追加費用は限定的であると考えられる一方で、本件規制が導入されれば、モバイル化やI o T化による番号の逼迫に対応した未使用番号の返還や公平・効率的な再配分、IP網移行や双方向番号ポータビリティに対応した番号管理を確保することが可能となり、

- ① 番号の指定率の減少又は使用率の増加が見込まれ、番号を変更せずに使い続けることができ番号の「桁増し」が回避できる可能性が高まり、番号の公平・効率的な再配分により事業者間競争が促進される結果、多様なサービスの提供につながる、
- ② IP網移行後において、電話番号を変更したくないニーズに応えることによる利用者利便の確保や電話サービスの安定的・継続的な提供の確保につながる、
といった効果（便益）が利用者に生じる。

以上から、本件規制により得られる便益は、本件規制の導入に伴う費用を上回っており、本件規制の導入は妥当と考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

代替案なし

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

「固定電話網の円滑な移行の在り方」（平成 29 年 9 月情報通信審議会答申）において制度改正が必要とされた事項を踏まえ、今回の改正を行うものである。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

改正法の施行後 3 年を経過した場合において、改正法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

番号の効率的な使用等が実現しているかを評価するため、事業者による番号の使用及び管理の具体的な状況（番号の指定率と使用率との乖離状況等を含む。）を確認する。